

重度心身障害者医療費助成制度の所得制限について

重度心身障害者医療費助成金の支給を受けるためには、受給者本人の前年中の所得が所得制限限度額以下である必要があります。

受給者本人の所得が所得制限限度額を超過した場合は、医療費助成を1年間（所得制限限度額を超過した年の10月診療分から翌年9月診療分について）停止します。

また、毎年度9月頃に所得審査を実施し、受給資格を満たし、かつ所得制限限度額以下の方には、その年の10月から翌年9月末まで有効の重度心身障害者医療費受給者証（オレンジ色の受給者証）を送付し、医療費助成を受けることができるようになります。

なお、所得審査に係る申請や届出は原則不要です。

所得審査について

所得審査対象 受給資格対象者本人の所得のみ

対象所得 給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等の課税所得
※障害年金や遺族年金などの非課税所得は、対象となりません。

上記の所得から障害者控除などの控除できる額を引いた金額が、所得制限限度額（3,661,000円）を超過した場合は、医療費助成を停止します。

所得制限限度額の一例

扶養親族数	0人	1人	2人以上の場合、1人増すごと
所得制限限度額	3,661,000円	4,041,000円	380,000円加算

注意① 前年中の所得で審査します。なお、1月から9月に新規申請した場合は前々年の所得になります。

注意② 総所得金額に、給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合、その合計額から10万円を控除します。（給与所得又は公的年金等に係る雑所得がない場合は、10万円控除の対象とはなりません。）

注意③ 扶養人数に応じて、所得制限限度額に加算（1人につき38万円）されて、限度額が変わります。なお、当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）若しくは老人扶養親族の場合は1人につき10万円、特定扶養親族であるときは1人につき25万円をさらに加算します。

注意④ お電話にて個人に関する所得についてのお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

【問合せ】

杉戸町 福祉課 障がい福祉担当
0480-33-1111（内線267）